

平成 22 年度

包括外部監査の結果報告書

概要版

(支出に関する事務の執行について)

岐阜市包括外部監査人

渋谷英司

# 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
1 . 外部監査の種類 .....	1
2 . 選定した特定の事件 .....	1
(1) 外部監査対象 .....	1
(2) 外部監査対象期間 .....	1
3 . 事件を選定した理由 .....	1
4 . 外部監査の対象とした部署 .....	2
5 . 外部監査の方法 .....	2
(1) 監査の要点 .....	2
(2) 主な監査手続 .....	3
6 . 外部監査の実施期間 .....	3
7 . 外部監査人補助者 .....	3
8 . 利害関係 .....	3
第2 包括外部監査の結果 .....	4
1 . 支出事務全体に関する指摘及び意見の要約 .....	4
(1) 年度末における執行件数の増加 .....	4
(2) 特定分野におけるルールの整備が不十分 .....	6
(3) 運用ルールの不徹底 .....	7
2 . 指摘及び意見の一覧 .....	10
(1) データ分析の結果 .....	10
(2) 案件ごとの詳細な検証結果 .....	11
3 . 支出事務に関する報道について .....	21

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

支出に関する事務の執行について

#### (2) 外部監査対象期間

平成21年度(ただし、必要に応じて平成22年度及び過年度も対象とする。)

### 3. 事件を選定した理由

人口減少時代の日本では、労働力人口の減少に伴う税収の低下や、既存社会基盤施設の維持費の増大などにより、これまで以上に効率的な支出が求められている。

また、ここ数年は、行政の支出に関する不祥事として年金問題、裏金問題、不適切な事務処理などが相次いで発覚しており、行政に対する信頼が揺らぎつつある。

このような状況を受けて、市民は、不祥事が発生しない仕組みづくりや、コンプライアンス(法令遵守)体制の確立を強く求めているものと考えられ、事業の効率性や、不祥事の防止体制に関する事項は、市民の関心も高く、また、市にとっても重要な課題である。

そこで、今回、現在の市の支出事務を監査のテーマとして選定することは、事業の経済性・効率性や、支出に関する内部統制の向上に向け、有益である

と考えた。

以上より、「支出に関する事務の執行について」を特定の事件として選定し、事業の経済性・効率性や、支出に関する内部統制について検証することとした。

#### 4 . 外部監査の対象とした部署

本監査は、予備調査を通じ、監査の対象部署を選定した。その結果を、表 1-1 に記載する。なお、監査の対象部署の選定過程は、「包括外部監査の結果報告書」の「第 2 監査手続の概要」( P5 ) に記載している。

表 1-1 監査の対象部署

番号	部等
1	福祉部
2	教育委員会
3	基盤整備部
4	都市建設部
5	健康部

#### 5 . 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

本監査は、主に支出事務に関する合规性、内部統制の有効性の観点から検証したが、その検証の過程において、事業の経済性・効率性が十分に検討されていたかといった観点からもあわせて検討した。

##### (ア) 合规性

支出事務が、条例、規則、規程等に準拠して運用されているかどうか。

### (イ) 内部統制の有効性

支出事務の一連の流れが、内部統制の観点から適切に構築されているか。

### (ウ) 経済性・効率性

支出事務の過程において、事業の経済性・効率性が十分に検討されているか。

## (2) 主な監査手続

本監査は、まず予備調査を実施し、監査の対象とする部署を選定した。次に、選定した部署に対し、合规性、内部統制の有効性、事業の経済性・効率性の観点からヒアリング及び資料の閲覧を実施した。

## 6 . 外部監査の実施期間

平成 22 年 4 月 21 日から平成 23 年 2 月 28 日まで

## 7 . 外部監査人補助者

公認会計士	5 人
弁護士	1 人
公認内部監査人	1 人
公認情報システム監査人	3 人
公認会計士試験合格者	1 人
その他	1 人

## 8 . 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版に記載している「頁・番号」は「包括外部監査の結果報告書」の本文の頁と番号を記載している。詳細については、報告書本編を参照願いたい。

## 第2 包括外部監査の結果

### 1. 支出事務全体に関する指摘及び意見の要約

岐阜市は、「岐阜市契約規則」、「岐阜市物品調達事務処理要綱」など、支出事務に関する規則等のルールを定め、各部局で統一的な事務手続を行っている。また、より費用対効果の高い支出を目指して、「行財政改革」や「事業評価」による自己評価や改善活動を行っており、支出事務に関して、合規性、内部統制の有効性、事業の経済性・効率性を担保するための制度の構築を図っていることは評価できる。

しかしながら、本監査を通じ、改善が必要と思われる以下の三つの主要な課題を識別した。

#### (1) 年度末における執行件数の増加

(対象部署：福祉部、教育委員会、基盤整備部、都市建設部、健康部)

本監査において「支出負担行為」のデータを用い分析した結果、年度末が近づくにつれて、支出負担行為件数が増加する傾向が判明した。

また、金額面から検討すると、年度の開始である4月と、年度末の3月の支出負担行為額が突出して大きいものとなっていた。

この内訳を把握するため、1)「委託料」、2)「工事請負費」、3)「補助金」、「交付金」、「負担金」、及び4)物品購入に関する「備品購入費」、「原材料費」の観点から分析を実施した結果、「工事請負費」は年度末に近づくにつれて、少額の案件が数多く執行されていることが判明した(P79(8))。

本監査のヒアリング過程において、3月に実施した案件は、補正予算の計上に伴い、次年度に実施する案件を前倒しに実施したものであるという事例を把握しているものの、特定時期に支出負担行為件数が増加することは、適正な支出を疑われかねない要因となるだけでなく、事務手続量の増加に伴う相互点検の人員が不足することも考えられる。

工事が完成し、検査が年度末付近に集中すると、工事検査の担当者不足から、通常は工事検査を行っていない職員が工事検査をすることになる。これらの職員は、統一的な品質管理を行うための研修を受講し、工事の検査品質を確保しているが、検査時期が集中することは業務の繁忙につながる。

以上のとおり、特定時期に支出に関する事務が集中することは、望ましい状況とはいえない。

この課題は、公共団体の共通的な課題であり、この課題に対し、内閣官房に設置された国家戦略室は「予算監視・効率化チームに関する指針」(平成 22 年 3 月 31 日)を公表し、改善を図っている。

これは、各省に対して、「予算監視・効率化チーム」を設置のうえ、予算執行計画の策定・推進等のほか、事業仕分けの内生化・定常化ともいうべき行政事業レビュー(予算の支出先や用途の実態を把握し、改善の余地がないか事後点検を行うこと)、予算執行の情報開示の充実に取り組むことを求めるものである。

特に、毎年度開始までに「予算執行計画」を策定し、この計画の進捗状況を、月次で把握・管理することを求めている。さらに、四半期ごとに、予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取り組み全体の自己評価を実施し、結果を公表することも述べられている。

これにより、計画的な支出を推進し、年度末付近における支出事務増大の抑制を図っている。

岐阜市は、平成 21 年度までにおいて、例えば、平成 19 年度、20 年度、21 年度には各年度の開始時期に、契約課から、契約事務の適正な執行に関する通知文書が各課長宛に出されており、計画的な予算執行を行うこと、適正な設計価格を積算すること、一社(者)随意契約の適用範囲に留意することなど、契約手続を適切に行うための注意喚起がなされている。平成 22 年度には 4 回の注意喚起がなされている。

さらに、岐阜市は、「岐阜市予算規則」において、必要に応じて予算の

執行計画を策定することを定めており、国家戦略室が求める制度の一部は既に構築されている。

< 岐阜市予算規則 >

(予算の執行計画)

第9条 財政部長は、市長の命を受けて予算が成立したときは、直ちに予算の年度間における執行計画を立て、これに従って計画的、かつ、効率的な執行を確保するものとする。

(歳出予算の支出計画)

第16条 財政部長は、必要があるときは第10条の規定により配当された歳出予算に基づくすべての支出について部局の長に、毎四半期における支出の所要額を定め、支出の計画に関する書類を作成してこれを送付させることができる

そのため、今後も担当者に対する研修、周知などを通じ、支出時期の平準化を図ることや、例えば、本監査で支出負担行為件数の増加を識別した「工事」又は物品購入に係る科目に限定して、「予算執行計画」に対する進捗状況の確認を実施していくなど、岐阜市として支出時期の平準化を図るための対策を検討することが望まれる。

(2) 特定分野におけるルールの整備が不十分

(対象部署：会計課、教育委員会)

岐阜市は、「契約規則」、「物品調達事務処理要綱」など、支出事務に関する規則等のルールを定め、各部局で統一的な事務手続を行ってきた。また、これらの規則等を基に、「会計事務マニュアル」などを作成することで、実務担当者が留意すべき点等をわかりやすく周知している。

しかし、本監査においてルールが十分に整備されていない分野がいくつか識別された。例えば、「会計事務マニュアル」では支出負担行為書を遡及入力(入力する時点より以前の日付を意図的に入力し処理すること)することは原則認められていないが、このルールの逸脱時の手続は定められていなかった。

本監査でヒアリングを実施した結果、「財務会計システム」は夕方 5 時以降は入力できない仕組みとなっていることから、業務上やむを得ず支出負担行為書を遡及入力するケース等が存在するとの回答を得ている。このようなケース等に備え、ルールの逸脱時に実施すべき手続もさらにルール化することが望まれる。

例えば、業務上やむを得ず遡及入力する際は、その妥当性を事後に判別できるよう、遡及入力を行うことに対する承認プロセスを構築することが考えられる（ P87(オ) ）。

また、「会計規則」において、物品は「会計規則」で定められている備品台帳の所定様式を用い、管理することが定められている。しかし、図書館で調達される図書は物品の一部であるにもかかわらず、所定様式を用いた図書の備品管理を実施せず、図書館システムで独自に備品管理を実施していた（ P107 B ）。この理由は、所蔵図書を一元管理している図書館システムを利用することで、効率的な備品管理を実施することが可能なためである。

これは、ルールの逸脱として認識するよりは、図書のように、所定様式を用いない方が効率的な管理ができる場合は、「会計規則」に定められた所定様式を利用しなくても許容しうることを、規則等で明記していないというルール上の不備と考えられる。

ルールは、組織的に物事を進めるためには、必要不可欠なものである。職員はルールに基づき業務を進めることから、実態に即しつつ必要な事項を定めなければならない。

そのような点を踏まえて、岐阜市は例規等を改定しており、ルールの見直しを行っている。しかし、本監査において適切にルールが整備されていない分野が識別されたことから、本監査において識別した事項も踏まえ、例規等を継続的に見直していくことが望まれる。

### (3) 運用ルールの不徹底

(対象部署：福祉部、教育委員会、基盤整備部、都市建設部、健康部)

(2)で述べたとおり、岐阜市は、「契約規則」、「物品調達事務処理要綱」など、支出事務に関する例規等のルールを定め、これらのルールに基づき事務手続を行ってきた。

しかし、本監査において、ルールから逸脱している案件が識別された。例えば、「会計規則」第20条では、支出命令書、領収書等の記載事項は、明瞭に記し、塗まつ、改ざん又は首標金額を訂正してはならないことが定められている。ところが、修正液や砂消しゴムによる訂正や( P81 (ア) )、「見積書」の見積年月日が未記入( P99 A )といった内容がいくつかの部署で多数識別された。また、工事を行う際の必要書類において、作成されていないもの( P114 B )が存在した。

ヒアリングを通じて、担当者はルールを把握しているとの心証を得ており、また、他の案件ではルールを遵守しながら業務を遂行していることから、これらの逸脱が生じた原因は単純な事務ミスに起因するものであった可能性が高い。

しかしながら、例えば、修正液や砂消しゴムが利用されていた場合、書類の改ざんが行われたのか否かを判断することが困難となる。仮に、これら修正液や砂消しゴムの利用が多発し、書類の不備を発見できないような状況になった場合は、予防的又は発見的統制活動が十分に機能しておらず、内部統制が有効に機能していないといえる。

これは、不正や不祥事の発生につながりかねない状況であり、公文書に対する修正液や砂消しゴムの利用は絶対に認められないという組織風土を醸成することが必要である。

修正液や砂消しゴムの利用禁止など、ルールは、不正や不祥事の発生を防止するために必要な統制活動を定めている。つまり内部統制を組織的に実施するために定められている。したがって、定められた事務手続は厳守し、事務ミスは可能な限り削減しなければならない。

事務ミスを削減するためには、1) 担当者による相互チェック、上席者によるチェック、事後の検算、各種帳票間の照合、コンピュータシステムによるデータの検証などの発見的統制活動の強化、2) 職員に対する周知徹底の強化などの手法が考えられる。

発見的統制活動の強化例として、例えばチェックリストによる書類の点検を義務付けることや、別担当者による点検が考えられるが、いずれも業務負荷が増大し、事務手続の正確性と引き換えに、効率性が低下することになる。

したがって、まずは本監査で識別した事項を、再度、関連職員に周知することや、定期的な研修などを通じて、継続的に職員の意識の向上を図るといった予防的な措置を実施することが望まれる。

一定期間の経過後に、職員への周知や教育だけでは不十分と判断した場合は、発見的な統制活動を導入することが必要である。

## 2. 指摘及び意見の一覧

本監査において識別した指摘及び意見の一覧は、以下のとおりである。

本報告書では、ルールが十分に整備されていない、又は多くの案件において共通的に識別された課題を、「(1) 共通の指摘及び意見」( P81 ) にまとめて記述し、特定の案件に固有の課題は「(2) 個別の指摘及び意見」( P98 ) に記述している。

「      」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項に記載した。

これらの指摘及び意見の詳細については、報告書本編を参照願いたい。

### (1) データ分析の結果

データ分析によって判明した支出の傾向は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 データ分析の結果

頁・番号	事項
P79 (8)	< 内容 > 岐阜市全体の支出負担行為額は 4 月と 3 月が突出している。
P79 (8)	< 内容 > <u>工事請負費の支出負担行為データの件数は、4 月、11 月、3 月にピークを迎える。一方、金額は 4 月が突出しており、3 月の支出負担行為は少額なものが多い。</u>
P79 (8)	< 内容 > <u>備品購入費、原材料費は、1 月、2 月に支出負担行為データの件数が増加する。</u>
P79 (8)	< 内容 > 金額が高い工事案件は、設計金額と落札金額に近い場合が多いが、200 万円以下の工事や委託等は、設計金額と落札金額の差が大きくなるケースが存在した。

頁・番号	事項
P79 (8)	<内容> 物品は、金額が小さくなるにつれ、設計金額と落札金額の差が大きくなるケースがあった。

## (2) 案件ごとの詳細な検証結果

### (ア) 共通の指摘及び意見

案件ごとの指摘及び意見の一覧は、表 2-2、表 2-3 のとおりである。表 2-2 には、ルールが十分に整備されていない、又は多くの案件において共通的に識別された事項である。表 2-3 は案件に固有の事象を記載している。

表 2-2 共通の指摘及び意見の一覧

頁・番号	事項
P81 (ア)	<対象部署> 行政部契約課、福祉部福祉政策課、福祉部保育事業課、教育委員会教育施設課、基盤整備部道路維持課、都市建設部駅周辺事業推進課  <内容> <u>修正液や砂消しゴムによる訂正があった。【指摘】</u> 支出に関する証拠書類に、修正液や砂消しゴムによる塗まつによる訂正が行われていた。
P83 (イ)	<対象部署> 福祉部保育事業課、基盤整備部基盤整備政策課、都市建設部公園整備課  <内容> <u>随意契約における予定価格の記録が残されていなかった。【指摘】</u> 随意契約において、予定価格を検討した記録が十分に残されておらず、事後に検証できなかった。

頁・ 番号	事項
P85 (ウ)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 都市建設部駅周辺事業推進課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>鉛筆書きによる記載があった。【意見】</u> 公文書に対して、鉛筆による不要なメモ書きがなされていた。</p>
P86 (エ)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 行政部契約課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>入札書類において、法人印の押印状況にばらつきがあった。【意見】</u> 入札書類における法人印が押印されている場合と、押印されていない場合があった。岐阜市が求める押印の要件を、入札業者が正確に把握していない可能性があった。</p>
P87 (オ)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 教育委員会教育施設課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>原則認められていない、支出負担行為書の起案日の遡及入力の際に、承認プロセスが残っていなかった。【意見】</u> 原則、支出負担行為書の起案日を遡って入力することは認められていない。しかし、業務上、やむを得ず遡及して入力するケースが存在するが、その際、遡及して日付を入力することに対する承認プロセスが残っていなかった。</p>
P90 (カ)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 福祉部保育事業課、基盤整備部水防対策課、都市建設部公園整備課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>物品調達において特定製品を指定する必要性が低い案件があった。【意見】</u> 物品の調達時に、特定製品を指定する必要は低いと考えられるものの、特定製品を指定していた。</p>

頁・ 番号	事項
P94 (キ)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 基盤整備部基盤整備政策課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>岐阜県主体で実施する建設事業のモニタリングが不十分であった。</u></b> <b>【意見】</b> 岐阜県が主体となって実施する工事において、岐阜市は事業費の一部を負担しているが、他の補助金と比較して、事業に対するモニタリングが十分に行われていなかった。</p>
P95 (ク)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 行政部情報政策課</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>「財務会計システム」で、本来は必要ない他部署のメニューを表示させることが技術的に可能であった。【意見】</u></b> 「財務会計システム」や現在パソコンに設定されている仕組みについて高度な知識を有し、さらに、部署別の ID とパスワードを把握している者は、職務権限以外のメニューを表示させることが、技術的には可能であった。</p>

(イ)個別の指摘及び意見

案件ごとに詳細に調査し、固有の案件ごとに識別した指摘及び意見を表 2-3 に記載する。

表 2-3 案件ごとの指摘及び意見の一覧

頁・ 番号	事項
P99 A)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 福祉部福祉政策課、まちづくり推進部公共建築課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; F-8：三田洞神仏温泉・清泉荘改修工事</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>「見積書」の見積年月日が記入されていない書類が成果物に含まれていた。【意見】</u> 業者からの「見積書」において、見積年月日が未記入であった。</p>
P101 B)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 福祉部福祉政策課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; F-2：梅林児童館 指定管理料 F-3：黒野児童館 指定管理料</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>指定管理者の選定時における評価基準が口頭による説明であった。【意見】</u> 職員は指定管理者を選定する際の評点基準を説明している。しかしながら、口頭による説明で、明文化された資料の配布がなく、岐阜市の意図する評点基準が正確に伝達されていない可能性があった。</p>

頁・ 番号	事項
P102 C)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 福祉部福祉政策課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; F-2：梅林児童館 指定管理料 F-3：黒野児童館 指定管理料</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>「総合評価」欄だけでは、評価プロセスを容易に把握できなかった。</u></b> <b><u>【意見】</u></b> 総合評価には、結論のみが記載され、評価の過程において検討した課題が記載されていなかった。そのため、指定管理者選定委員会等の第三者が資料を閲覧した際に、課題が存在していたことを容易に把握することが困難であった。</p>
P107 A)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 教育委員会教育施設課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; E-1：柳津小学校 エレベーター保守点検業務委託</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>誤った押印が確実に塗りつぶされていないかった。【指摘】</u></b> 「会計事務マニュアル」において、支出に関する書類でやむなく押印を誤った場合は、誤りであるということが容易にわかるよう確実に塗りつぶすことと定めている。しかし、「支出負担行為書」において、誰の印影であるのかまったく判別がつかないにもかかわらず、塗りつぶされていない押印が存在した。</p>

頁・ 番号	事項
P107 B)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 教育委員会図書館</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; E-19：長森図書室閲覧用図書（一般） E-22：長良図書室閲覧用図書（一般）</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>図書の管理について、実態に即したルールが定められていなかった。【指摘】</u> 図書は、「会計規則」に定められた書類様式を利用しない方が効率的な管理が可能だが、「会計規則」に定められた書類様式を利用しなくてもよいということを、規則等で明確にしていなかった。</p>
P109 C)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 教育委員会学校保健課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; E-13：平成 21 年度財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>補助金額に対する見直しが十分に行われていなかった。【意見】</u> 補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった。</p>

頁・ 番号	事項
P112 A)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 基盤整備部基盤整備政策課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; K-4: 地区計画道路用地分筆登記業務委託 岐阜市小西郷一丁目 153 番地内 (単価契約済)</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>「一社(者)随意契約理由書」に選定理由が正確に記載されていなかった。【指摘】</u> 「一社(者)随意契約理由書」に、委託先を選定した理由を正確に記載していなかった。</p>
P114 B)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 基盤整備部道路維持課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; K-6: 道路側溝改良工事 側溝蓋破損のため 岐阜市手力町地内 K-9: 道路側溝改良工事 路面排水不良のため 岐阜市宝来町地内 K-10: 道路側溝改良工事 路面排水不良のため 岐阜市野一色3丁目地内</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>工事を行う際の必要書類において、作成されていないものがあった。【指摘】</u> 「契約規則」では、工事を行う際に仕様書、設計書及び図面を必要としている。しかし、図面が作成されていなかった。</p>

頁・ 番号	事項
P117 C)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 基盤整備部基盤整備政策課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; K-5：地区計画情報管理システム維持管理業務委託（単価契約済）</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>見積もり金額の詳細内訳が明示されていなかった。【意見】</u> システム保守業務は大きく四つの分野に分けられている。しかし、委託先の業者からの見積書には「システム保守 一式」と記載され、どのような業務にどれだけの工数が発生するのかが明確になっていなかった。</p>
P118 D)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 基盤整備部基盤整備政策課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; K-12：平成 21 年度羽島用水土地改良区排水費負担金</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>単価の検討が十分に行われていなかった。【意見】</u> 排水費負担金は土地改良区が指定した単価をそのまま採用しており、岐阜市として単価の妥当性を十分に検討していなかった。</p>
P121 A)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 都市建設部公園整備課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; T-2：街路樹管理業務委託</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>仕様書に記載された立会いが実施されていなかった。【指摘】</u> 仕様書の中で、職員が路線ごとに街路樹の見本せん定の立会いを行うことが定められている。しかし、監督職員が立会いの下で見本せん定を実施したのは一部の路線にとどまり、全ての路線において見本せん定が行われていなかった。</p>

頁・ 番号	事項
P122 B)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 都市建設部駅周辺事業推進課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; T-17：鉄道高架事業県営工事負担金（岐阜駅周辺連続立体交差事業）</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>岐阜県主体の工事に関し、情報入手の時期が遅れていた。【意見】</u> 岐阜県が主体となって実施する工事において、岐阜市は事業費の一部を負担しているが、岐阜市の負担金額などの詳細は、岐阜県と委託業者の契約が締結後に通知されるなど、情報の入手が事後的になっていた。</p>
P126 A)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 健康部健康増進課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; H-5：乳がん集団検診業務委託料 245 件 単価契約済(3 月実施分)</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>検査調書が作成されていなかった。【指摘】</u> 1 回の支払金額が 50 万円を超えるケースにおいて、検査調書が作成されておらず、「契約規則」から逸脱していた。</p>
P127 B)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 健康部第二看護専門学校</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; H-1：岐阜市立第二看護専門学校自動火災報知設備保守点検業務委託</p> <p>&lt; 内容 &gt; <u>承認の記録が残されていなかった。【意見】</u> 防火管理者及び立会者の記載及び押印欄があるにもかかわらず、空欄となっており、書類が求めている様式要件を満たしていなかった。</p>

頁・ 番号	事項
P128 C)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 健康部健康増進課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; H-8：第8回長良川ツデーウオーク開催負担金 平成21年6月6日～6月7日開催</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>負担金額の根拠が明確にされていなかった。【意見】</u></b> この負担金額は、健康部、教育委員会、商工観光部で協議し決定した金額だが、その金額の算出根拠は明確にされていなかった。</p>
P129 D)	<p>&lt; 対象部署 &gt; 健康部衛生試験所、健康部食品衛生課</p> <p>&lt; 対象案件 &gt; H-11：日本食品衛生学会平成21年度会費 H-12：平成21年度日本食品衛生学会会費</p> <p>&lt; 内容 &gt; <b><u>同一学会に重複して加入していた。【意見】</u></b> H-11の案件は、健康部衛生試験所が加入する学会費であり、H-12の案件は健康部食品衛生課が加入する学会費である。これらの課は同一の「日本食品衛生学会」に別々に加入していた。</p>

### 3. 支出事務に関する報道について

本監査の実施期間において、岐阜市の支出事務に関する報道がなされた。これらの内容は、以下のとおりである。

1. 建築設計業務に関する不落随契について  
建築設計業務委託の指名競争入札において、指名業者が一部の業者に偏っており、結果として岐阜市は高値で発注しているのではないかとの指摘がなされた。なお、不落随契とは、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる随意契約のことをいう。
2. 旅費の不適切な経理について  
市長の出張旅費において、本来、減額調整して支給されるべき日当などが全額支給されていた事例が存在した。また、出張命令書において、昼食の提供及び宿泊施設等の記載のある書面を添付しないといった行為が存在した。
3. 競輪事業に関する不適正な契約事務の執行について  
本来、競争入札とすべき工事を、少額の修繕工事に分割することで随意契約を締結したり、施設修繕の名目で随意契約を締結し、実際には物品の購入や、別の施設の設置、修繕等を行っていた事案が存在した。

これらの案件について、それぞれ関連する課に対してヒアリングし、詳細を把握した。

#### 1) に関して

調査した範囲内においては、岐阜市が意図的な事務手続を行い、高値で発注しているとの事実は識別されなかった。

しかしながら、岐阜市も現在の状況は、外見的に疑われかねない状況であると認識し、疑わしい落札の場合は指名業者に確認するといった、いくつかの対策を進めている。この取り組みは、現在の外見的に

疑われかねない状況を改善するものであり、今後も推進することが望まれる。

## 2) に関して

事務手続が明確にされていなかった部分が存在したこと、また、ルールに準じて書類を添付していなかったことが要因として考えられる。

## 3) に関して

ルールに準じた事務手続が行われていなかったことが要因として考えられる。

つまり、ルールを遵守するといった意識を全職員に徹底できていなかったことが要因であると考えられる。 岐阜市は、職員に対する倫理研修や法令遵守に関する研修を職場研修、派遣研修及び特別研修において実施しているものの、ルール遵守の意識を全職員に徹底できていなかったことが想定される。

本監査にて、前述したとおり、支出関連の書類に修正液や砂消しゴムの利用（P81）など、ルールからの逸脱が識別された。 これらは、ルールからの逸脱とはいえ、いずれも事務ミスといった軽微なものであったため、不適切な支出事務ではなかった。

しかしながら、このようなルールからの逸脱が継続的に生じていると、ルールを遵守しなければならないといった意識が希薄となり、今後も不適切な支出事務が再発する可能性が高まることが考えられる。

したがって、ルールを遵守するために、職員の意識を向上させるための研修を充実させることや、岐阜市としてルール遵守に対する強い取り組みを示すことにより、ルール遵守の組織風土をさらに強固なものにすることが望まれる。

なお、岐阜市はこれらの報道がなされた後、法令遵守研修を開催する等のルール遵守に向けた職員の意識の向上を図っているが、今後、研修内容の充実を図り、継続的に実施することが望まれる。